

新旧対照表

【新】

第二種特定鳥獣管理計画  
(イノシシ)  
第1期

平成27年3月  
(平成28年3月変更)

岐阜県

【旧】

第二種特定鳥獣管理計画  
(イノシシ)  
第1期

平成27年3月

岐阜県

【新】

- 1 管理すべき鳥獣の種類 . . . 省略
- 2 計画期間 . . . 省略
- 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 . . . 省略
- 4 計画策定の目的及び背景 . . . 省略
- 5 これまでの経過と現状 . . . 省略
- 6 第二種特定鳥獣の管理の目標 . . . 省略
- 7 目標を達成するための施策の基本的考え方 . . . 省略
- 8 目標を達成するための方策 . . . 省略
- (1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 . . . 省略

① 狩猟

1) 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息密度の低減を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第14条第2項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間を延長する。延長後の狩猟期間は、キノコ狩り、山菜採りや溪流釣り等の入山者への配慮から、11月1日から3月15日までとする。

・11月1日から11月14日までの猟法

入山者への配慮のため、法第12条第2項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシ及びニホンジカのとめさしに限る）以外を禁止する。

・2月16日から3月15日までの猟法

前特定計画から引き続き、法第12条第2項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。

・11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

2) 休猟区内における狩猟の特例

農業被害等軽減のための個体数管理を推進するため、前特定計画と同様、法第14条第1項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、岐阜県内で指定されるすべての休猟区をイノシシ及びニホンジカの狩猟ができる区域とする。

・11月1日から11月14日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシ及びニホンジカのとめさしに限る）以外を禁止する。

【旧】

- 1 管理すべき鳥獣の種類 . . . 省略
- 2 計画期間 . . . 省略
- 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 . . . 省略
- 4 計画策定の目的及び背景 . . . 省略
- 5 これまでの経過と現状 . . . 省略
- 6 第二種特定鳥獣の管理の目標 . . . 省略
- 7 目標を達成するための施策の基本的考え方 . . . 省略
- 8 目標を達成するための方策 . . . 省略
- (1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 . . . 省略

① 狩猟

1) 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧の維持とキノコ狩り等を目的とする入山者やイヌワシ、クマタカ等希少種の繁殖活動双方への配慮から、イノシシの狩猟期間は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第14条第2項の規定を適用し前特定計画のものと同様（11月15日から3月15日まで（春先に1箇月間延長））とする。

なお、2月16日から3月15日の延長期間は、イノシシ及びニホンジカ以外の鳥獣の混獲を避ける必要があることから、この延長期間における猟法は、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟に限定する。また、法第12条第2項の規定を適用し「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限り使用できることとする。

2) 休猟区内における狩猟の特例

農業被害等軽減のための個体数管理を推進するため、法第14条第1項の規定を適用し前特定計画と同様、「8目標を達成するための方策（1）第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項①狩猟1)狩猟期間の延長」の下線部で示す期間及び猟法等で狩猟を行う場合に限り、岐阜県内で指定されるすべての休猟区をイノシシの狩猟ができる区域とする。

【新】

- ・2月16日から3月15日までの猟法  
法第12条第2項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。
- ・11月1日から3月15日までわな猟  
法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

3) 特定の区域における「くくりわな径」の制限解除の廃止

前特定計画と同様、ツキノワグマの生息が考えにくい養老郡養老町、海津市及び大垣市上石津地区において、法第14条第3項の規定を適用し、法第12条第1項の規定により12cm以内とされているくくりわな径の制限を解除した。しかし、平成27年5月にこれらの地域にまたがる養老山地でツキノワグマが確認され、その動向から他地域との往来によりこれらの地域でもツキノワグマの生息が考えられるため、この制限解除を廃止する。

- ② 有害捕獲の推進 . . . 省略
- ③ 個体数調整捕獲の実施 . . . 省略
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業 . . . 省略
- (2) その他方策 . . . 省略
- 9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 . . . 省略
- 10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 . . . 省略
- 資料編 . . . 省略

【旧】

3) 特定の区域における「くくりわな径」の制限解除

前特定計画と同様、ツキノワグマの生息が考えにくい養老郡養老町、海津市及び大垣市上石津地区において、法第14条第3項の規定を適用し、法第12条第1項により12cm以内とされているくくりわな径の制限を解除する。

- ② 有害捕獲の推進 . . . 省略
- ③ 個体数調整捕獲の実施 . . . 省略
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業 . . . 省略
- (2) その他方策 . . . 省略
- 9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 . . . 省略
- 10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 . . . 省略
- 資料編 . . . 省略